

令和2年4月14日

区内学童クラブに児童が在籍する保護者の
勤務先事業者の皆様

世田谷区長 保坂 展人

世田谷区の学童クラブの利用縮小に向けた協力をお願い

日頃より、世田谷区の児童行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、4月7日に国による「緊急事態宣言」が出され、10日には東京都より拡大防止に向けた緊急事態措置が示されました。

このような大変厳しい社会・経済情勢の中、事業継続に取り組まれている事業者の皆様には、心より敬意を表します。

さて、現在区では、学童クラブにおいては、社会生活を維持する上で仕事を休むことが困難な保護者の方の預かりを行っておりますが、就業先等と調整のうえ自宅で過ごすことが可能な児童については、出来るだけ学童クラブの利用を控えていただくよう、強く協力を求めているところでございます。

このような状況を受け、児童への新型コロナウイルス感染症拡大を最大限防止するため、児童の保護者が勤務されている事業者の皆様におかれましては、今般の区の方針等の趣旨をご理解いただき、保護者への特段のご配慮をお願いいたします。

新型コロナウイルスとの闘いは長く厳しいものになりますが、この難局を乗り越えるためには、区民、事業者、世田谷区が一丸となって取り組む必要がございます。何卒、ご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）」が示されておりますが、この助成金は、自治体や放課後学童クラブから利用を控えるよう依頼があった場合にも対象となりますので、当区の場合も対象となります。こうした助成金の活用につきましてもあわせてご検討いただければ幸いです。

【厚生労働省「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）」】（対象期間：令和2年2月27日から3月31日）※4月以降は検討中

- ・支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

- ・お問い合わせについては、
学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター 電話 0120-60-3999 ※土日・祝日含む（受付時間：9:00～21:00）